

令和3年度事業計画書

本会の使命は、定款第3条（目的）の趣旨に基づき、最も有効適切な事業を選択し、併せて公益社団法人日本獣医師会等の関係団体の事業計画に協力し、会員相互の理解と協力を得て、公益目的事業の達成を図るものである。

内外共に新型コロナウイルス感染症のパンデミック、豚熱や高病原性鳥インフルエンザの発生による激動著しい社会情勢の中において、獣医界を取り巻く環境も著しく変化している。特に、安全な農産物の安定供給による消費者の信頼確保、人と動物の共通感染症に対する危機管理対策など幅広く獣医療を提供する体制の整備が必要とされる。

獣医師は、人と動物が共存できる環境づくりのために、動物の健康保持について責任を果たすばかりでなく、人の生命・健康にも密接に係る役割を担っている。特に、近年は“One Health”の概念から実践へと向かい、また国際的な貢献も求められている。このような社会の要請に積極的に応えて行くため、その責務と使命を自覚し、最新の知識の修得と技術の研鑽に励み、高い見識と責任ある職務の法令遵守（Compliance）に努め、社会に貢献する知恵を醸成しなければならない。

本会は、「公益社団法人宮城県獣医師会」として発足（平成25年4月1日）し、公益9年目を迎えました。今後とも、法人の設立目的を踏まえた公益事業の円滑な推進を図るため、専門職集団である本会として、「何ができるのか」・「何をなすべきか」について、情報開示（Disclosure）・公開性（Openness to the Public）・平等性（Equality）を原則として認識し、宮城県をはじめとする関係機関・団体との連携を密にして、各支部・職域における活動のより一層の推進に取り組みます。

実 施 事 項

1. 獣医学術研鑽の推進

- ・新型コロナウイルス感染症禍により影響を受けた産業動物・小動物・家畜衛生・公衆衛生の学術研修会の開催及び獣医師生涯研修事業への会員参加を推進する。さらに、研修会・講習会を再開する。また、広く会員以外の県民へも、「市民公開講座（公開シンポジウム等）」として情報を提供するとともに、常に、専門集団としての学術研鑽に励み、組織力を高めることにより、質の高い獣医学を社会に還元することに努める。
- ・獣医学術の普及啓蒙・啓発、獣医師会活動の周知等を推進するため、年4回の会報を発刊し、会員に配布するほか、獣医系大学に配架し、必要に応じ、最新情報を本会ホームページに掲示し、一般県民が閲覧出来るように努める。

2. 公衆衛生・家畜衛生対策の推進

- ・動物由来の人獣共通感染症予防推進を図ることにより、人と動物の共通感染症への適切な対応を周知し、特に、公益事業の大きな柱である、狂犬病予防推進事業を円滑に推進するために、接種率向上を目的に、狂犬病予防月間に広報活動を積極的に展開し、事業実施主体である市町村となお一層の連携強化を図るものとする。
- ・「豚熱（CFS）」・「口蹄疫」・「高病原性鳥インフルエンザ」・「牛伝染性リンパ腫」等の家畜衛生対策を各関係機関との連携強化を基軸に推進し畜産振興を支援する。
- ・安全な食鳥肉の安定供給による消費者の信頼確保の観点から、養鶏業界への検査成績のフィードバックによる疾病予防対策や食中毒予防等の公衆衛生対策を支援するために、食鳥検査事業の準備をする。

3. 動物愛護福祉推進事業

- ・動物愛護福祉思想の普及啓発に努め、各地域の企画による動物愛護週間における市民参加型行事を支援すると共に、（「2021年どうぶつフェスティバル in MIYAGI」等の啓発事業）を関係機関との連携により実施する。
- ・動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、無秩序な繁殖に起因する生活環境への支障を未然に防止するため、動物愛護管理推進事業（飼い主のいない猫の不妊去勢事業）を実施するため、宮城県の助成を受け、本事業を継続する。また、令和4年度からの販売される愛玩動物へのマイクロチップ装着義務化にともなう啓発啓蒙や体制整備を推進する。
- ・学校飼育動物及び傷病野生鳥獣動物への支援を推進し、学校の飼育動物「命ある小さい生き物たち」を通して子供たちに正しい「心の教育」を体験してもらうため、相談窓口として学校訪問・出前講座開設等を通じて、また、畜産現場等も含めたアニマルウェルフェアへの理解を深める。
- ・令和3年2月13日に発生した東日本大震災の余震（福島県沖M7.1 震度6強）や多発する風水被害、そして新型コロナウイルス感染症を含めた自然災害発生時の飼い主や被災動物の支援及び救護活動の重要性が顕著となっており、また、地域防災計画において被災地での負傷動物の治療や動物の保護が求められているため、支援活動等の充実を図る。
- ・今後県内で予想される災害の減災・防災対策に対して、緊急災害時動物ボランティア認定・支援事業」及び「緊急災害時動物救護コーディネーター育成・支援事業」として、今後の災害時における、動物救護への迅速かつ的確な対応を支援する体制づくりを推進する。

4. 獣医師会相互交流の推進

- ・公益社団法人日本獣医師会等の関係団体との事業計画に協力し、会員相互の理解と協力を得て、学術交流等の公益目的事業の達成を図るものとする。また、令和5年度に宮城県獣医師会が担当する東北地区獣医師大会及び獣医学術東北地区学会に向けた準備事務を進める。

5. 組織活動の充実推進

- ・各支部並びに各委員会活動の円滑な交流推進を図り、構成会員の変動等の問題意識及び課題解決の為に認識・情報共有に努め、本会組織の充実及び災害発生時における危機管理体制を推進する。

6. 獣医事への対応推進

- ・日本獣医師会・獣医師倫理綱領「獣医師の誓い—95年宣言」（1995年6月第52回通常総会採択）及び同・獣医師会活動方針「動物と人の健康は一つ.そして、それは地球の願い（One World— One Health）」（2010年6月第67回通常総会採択）に基づき、獣医師倫理の周知徹底と、飼い主とのインフォームドコンセントを推進する。

7. 関係諸団体との連携強化

- ・平成26年10月15日公益社団法人宮城県医師会との間に「学術協力の推進に関する協定」を締結した。両者は安全で安心な社会を構築するため、医療及び獣医療の進展に関する学術情報を共有し、連携・協働するものとして、交流促進を基本的事項として確認し、今後、人と動物の健康増進を通じて県民の生活向上に資するための活動を推進する。
- ・災害時における他獣医師会や団体等との相互支援や受援のための連携を推進する。